

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成26年10月1日～平成27年3月31日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（5件）

・スピード違反

30km/h以上40km/h未満 1件

40km/h以上50km/h未満 1件

・人身事故

相手方に左踵骨折，左脛ら脛裂傷の傷害を与えたもの 1件

相手方に左胸の痛み，左腕の痺れの傷害を与えたもの 1件

相手方に打撲の傷害を与えたもの 1件

その他（2件）

・臨時的任用職員の後頭部を手のひらで叩き，頭部打撲及び頸椎捻挫の傷害を負わせたもの 1件

・死亡した納税義務者に対する承継人調査を速やかに行わず，当該承継人に係る市・道民税の課税漏れ，還付がなされなかった 1件

2 公益通報の実績

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 公正職務審査会

開催回数 0回